

鈴木 勉

佛教大学  
社会学部教授

本誌や労協連の刊行物を見ていると、「新しい福祉社会の創造を」という表現によく出会う。福祉社会について必ずしも明確な規定を示して使用しているわけではないが、国家保障型の福祉供給をイメージする福祉国家との対比で、市民参加による福祉づくりの意味合いを強調して使っているように見受けられる。

「福祉国家」「福祉社会」のいずれもその定義は難しく、「福祉国家」(welfare state)の語源にも諸説があるが、共通しているのは、軍事国家(warfare state)を否定する国家像として提示されたということのようである。また、近年では「福祉社会」という言葉を冠した著書も出版されているが、多くはその定義が説得的であるとは思えないし、福祉国家と対立させて福祉社会をとらえるものもある。

この問題を考えるとき、イギリスの行政学者 W.A. ロブソンの“Welfare State and Welfare Society”(原著 1976 年刊。辻清明・星野信也訳『福祉国家と福祉社会』東京大学出版会、1980 年)は有益な文献といえよう。当時のイギリスでは、後のサッチャー政権につながる新保守主義者たちによる「福祉国家」批判——その論点は福祉財源の増大と非効率な官僚的運営への批判であった——が喧伝されていたが、ロブソンはイギリス福祉国家の危機はそれとは別の点にあると述べている。つまり、危機の本質は、福祉政策が中央集権的に行われたことにより、国家が福祉を供給し、国民はそれを受益するだけの存在になってしまい、国民がこの国の主権者であって、福祉を要求し自らそれを確立する主体であるという意識や行動の欠如を生み出したことにあると言うのである。主権者意識の希薄化、権利認識の受動性こそが、イギリス福祉国家の危機の原因であるととらえていたのである。ロブソンは、こうした危機の打開の方途を「対応する福祉社会なくしては、真の福祉国家の享有はありえない」と述べ、福祉国家と福祉社会の相互補完的関係の構築を説いている。

ロブソンは福祉社会になるために必要な条件を挙げているが、最も重要な指摘は次の2点であろう。第1は、中央集権化によって「地域社会から自らの政策を決定する権利を除去することは、福祉の喪失に導く」のであるから、地方自治体に福祉の権限を譲渡することであると述べ、スウェーデンのグンナー・ミュルダールの言う「地方分権化した民主国家の適切性」("Beyond the Welfare State"1960)に同意を与えている。第2には、それぞれのコミュニティにおいて住民が参加して、福祉水準や福祉サービスの配置、負担方法などについて自主的に判断し、行動するシステムをつくりあげることであると指摘している。

この書は、プライバタイゼーション（福祉の市場化・営利化）を強行したサッチャーの首相就任以前に刊行されているが、「未完成もしくは停滞状況にある福祉国家」（ロブソン前出書「日本語版への序文」）と評された到達水準にもかかわらず、サッチャーリズムと共通するイデオロギーにもとづいて、ドラスティックな福祉「改革」を強行しているわが国の福祉政策に対抗する現局面の闘いにおいても、通底する課題提起といえるのではないか。すなわち、「福祉国家とともに福祉社会の創造を」ということになるのである。

ところで、かつて筆者は、「対話」を本質的契機として成立する協同組合が、「対話」を通して人々の「生きるための『何故』を」の獲得を目的とする福祉事業を展開することは、決して偶然ではなく「必然性をもった出会い」であると述べたことがある（日本協同組合学会第18回大会シンポジウム「福祉社会の創造と協同組合」座長解題、『協同組合研究』第18巻3号、1999年、所収）。こうした観点から、すなわち協同組合の福祉事業への参入に期待する立場から調査研究を行っているのであるが、疑問を感じている点があるので、この機会に一言しておきたい。